

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に学校法人A（以下「大学」という。）に採用され、B県C市所在のD部の准教授として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月に採用された時点から、自身の待遇に不満があり、是正を求めるも、大学は不誠実な対応であったという。また、平成〇年〇月には、請求人が所属する学部の学部長から転出を求められるが、移籍予定先の所属長が転入を拒否する事件があったほか、平成〇年〇月以降、請求人に対する嫌がらせが中断なく続き、同年〇月からは1年間の海外7か国における在外研究中には、時差を無視した様々な嫌がらせを受け、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、在外研究を終え帰国し、同日、Eクリニックに受診し「胸痛」と診断された。その後、同年〇月〇日、F病院に転医し、同年〇月〇日には同病院の精神科に受診し「神経症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、遅くとも平成〇年〇月頃には、ICD-10診断ガイドラインの「F45.8 他の身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過等に照らし、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの

の」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事について

(ア) 海外への在外研究派遣

請求人は、学外研究として共同研究や研究交流等を行うため、平成〇年〇月〇日から1年間、海外の訪問先に派遣されたことにつき、転居を伴う転勤であった旨主張している。

大学教員の研究目的での一時的な在外研究等については、自らの意思と都合による選択であり、本来「転勤」という概念にそぐわないものであるが、あえて請求人の主張に沿って認定基準別表1の具体的出来事「転勤をした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて評価するも、決定書理由第2の2の（2）のイに説示するとおり、当該研究業務に特段の困難性は認められず、請求人は当該研究業務に容易に対応していたものとみることが相当であり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(イ) 「組織的なハラスメント」の有無

請求人は、大学側がハラスメント行為を行う人間を次々と代えながら、採用当初より10年間にわたって嫌がらせを断続的に行ったとし、組織的ハラスメントである旨主張する。しかし、当審査会において、一件記録を精査するも、請求人が主張する人格や人間性を否定するような上司の言動や同僚等による嫌がらせ行為の事実は確認することはできない。

もっとも、請求人が主張する海外からでは対応不可能な行為を要求されたとの主張については、請求人と上司、大学側との間において授業方針に係る考え方に相違が生じた事実は認められることから、当審査会としても、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて評価することが相当であり、実態としては、他の教員とも分け隔てのない正当で、かつ対応可能な業務連絡であったと認められることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求人の海外滞在中に大学の事務職員から、他人の論文を無断でネット上にアップするように、違法行為をメールで強要されたとの主張に

については、一件記録を精査するも、強要の事実は確認できず、また、周囲からも客観的に認識されるような対立が生じている状況も認められない。したがって、仮に認定基準別表1の具体的出来事「部下とのトラブルがあった」若しくは「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめ、その心理的負荷を検討しても、総合評価は「弱」とであると判断する。

(ウ) 請求人の時間外労働時間について

請求人は、本件疾病発病前6か月間において、最も短い月で180時間、最も長い月で260時間に上る時間外労働を強いられていた旨主張する。

この点について、一件記録を精査するも、学外研究期間中の始・終業時刻、休憩時間並びに具体的な作業内容及び作業量を明確に示す客観的資料はなく、請求人が主張する時間外労働時間を裏付ける具体的な証拠は認められない。したがって、上記請求人の主張は採用することができない。

(エ) 以上からすると、当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。

(4) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。